

京都市告示第118号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成25年5月7日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

3・4・180号八条通（ ・ ・ 1号八条通）

括弧書きは変更前

2 都市計画を定める土地の区域

下京区東塩小路高倉町，東塩小路釜殿町及び西之町の各一部

南区戒光寺町，大黒町，東寺東門前町，西九条戒光寺町，西九条藤ノ木町，西九条小寺町，西九条横町，西九条寺ノ前町，西九条池ノ内町，西九条北ノ内町，西九条院町，東九条東山王町，東九条西岩本町，東九条室町，東九条上殿田町及び東九条西山王町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）